発信日：2026 年 7 月 7 日

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》　情報通信　第 298 号

今回のテーマ「日本語・生活学習プログラム（仮称）」について

外国人が日本語や生活上の制度やルール等を学習するプログラム創設に向けて、法務大臣政務官 PT が設置されています。
詳しくは、出入国在留管理庁 HP をご覧ください。
https://www.moj.go.jp/isa/policies/others/04_00118.html

外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの検討に関する「法務大臣政務官ＰＴ報告書」（令和８年７月）

令和８年１月２３日に取りまとめられた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」において「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされたことを受け、今後の政府全体での検討を加速することができるよう、法務大臣の指示の下、法務大臣政務官を長とする検討ＰＴ（法務大臣政務官ＰＴ）を設置し、具体的な検討を行ってきました。
本報告書は、その結果として、学習プログラムの在り方に関し、一定の方向性を示すとともに、検討課題及び留意事項を整理したものです。

【資料】
・「日本語・生活学習プログラム（仮）」の創設に向けた検討のポイント
・法務大臣政務官ＰＴ報告書（概要）
・法務大臣政務官ＰＴ報告書

